

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
1	3月15日	—	変更認可申請書	—	今回の変更認可申請の元となっている申請書が分かるように整理すること。	変更認可申請書に「本設計及び工事計画変更認可申請書は、「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書本文及び添付書類」(令和3年12月23日付け原規発第2112231号にて認可)についての変更認可申請である。」の記載を追記しました。	「設計及び工事計画変更認可申請書_申請範囲及び目録」(O2-変2-工-F-01-0001 改0) (p.3)	今回 回答	
2	3月15日	O2-変2-他-F-24-0001 改0	女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請の概要	p.4	「○」と「—」の定義を整理すること。 また、残留熱除去系主要弁の弁体修理工事において「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」を「—」としている理由について回答すること。	「○」の定義を記載しました。 また、残留熱除去系主要弁の弁体修理工事において「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」を「—」としている理由は、同仕様の弁体への取替えであり、今回の申請に伴う基本設計方針の変更はないことから、発電用原子炉の設置の許可との整合性に変更は生じないため不要としています。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改1) (p.4)	今回 回答	
3	3月15日	O2-変2-他-F-24-0001 改0	女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請の概要	p.6~9	設計変更ではない場合は、その旨が分かるように記載し、新規制基準設工認の認可時点での状況が分かるように整理すること。	変更概要について、変更理由の記載を見直し、新規制基準設工認の認可時点での状況が分かるように記載しました。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改1) (p.3,6~10)	今回 回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
4	3月15日	①O2-変2-他-F-04-0002 改0 ②O2-変2-他-F-07-0001 改0 ③O2-変2-他-F-08-0001 改0 ④O2-変2-他-F-13-0001 改0	①女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ②女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ③女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ④女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	p.1	新規制基準設工認の認可内容と今回の変更認可申請のつながりが分かるように整理すること。	新規制基準設工認の認可内容と今回の変更認可申請のつながりが分かるように「1. 目的」および「3. 必要性」の記載を見直しました。	①「女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0002 改1) (p.1) ②「女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-07-0001 改1) (p.1) ③「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.1,2) ④「女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-13-0001 改1) (p.2)	今回 回答	
5	3月15日	①O2-変2-他-F-04-0002 改0 ②O2-変2-他-F-07-0001 改0 ③O2-変2-他-F-08-0001 改0 ④O2-変2-他-F-13-0001 改0	①女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ②女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ③女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ④女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	p.1	「3. 工事の必要性」について、変更の経緯、理由を整理すること。 (例:なぜ曲げ管をエルボに変える必要があるのか、なぜ規格外ティーを使う必要があるのかなど)	「3. 工事の必要性」について、変更の経緯、理由を整理し記載を見直しました。	①「女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0002 改1) (p.1) ②「女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-07-0001 改1) (p.1) ③「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.1) ④「女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-13-0001 改1) (p.2)	今回 回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
6	3月15日	O2-変2-他-F-07-0001 改0	女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	p.1	今回の工事が、「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」の改造、修理のどちらに該当するか考え方を整理すること。	発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドにおいて「修理」は以下のように定義されており、今回の変更内容は「修理」に該当しないと考えられるため「改造」として扱うこととしました。 【D.修理】 供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講じる場合に、設備又は機器の一部を手直し(溶接補修は除く。)し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。	-	今回 回答	
7	3月15日	O2-変2-他-F-08-0001 改0	女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	-	要目表、系統図などを用いて変更内容を示すこと。	要目表及び主配管配置図の紐づけを行い変更内容を整理いたしました。	「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.4,9,10)	今回 回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
8	3月15日	①O2-変2-他-F-04-0001 改0 ②O2-変2-他-F-04-0002 改0 ③O2-変2-他-F-07-0001 改0 ④O2-変2-他-F-08-0001 改0 ⑤O2-変2-他-F-13-0001 改0	①女川2号機 残留熱除去系 主要弁の弁体修理工事に伴 う設計及び工事の計画の変 更認可申請の扱いについて ②女川2号機 原子炉冷却材 浄化系主配管の要目表の記 載の変更に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請の 扱いについて ③女川2号機 非常用ガス処 理系主要弁の記載の変更に 伴う設計及び工事の計画の 変更認可申請の扱いについ て ④女川2号機 原子炉格納容 器調気系主配管の記載の変 更に伴う設計及び工事の計 画の変更認可申請の扱いに ついて ⑤女川2号機 外郭浸水防護 設備(逆止弁付ファンネル)の 設計進捗に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請の 扱いについて	①p.8,9 ②p.7~9 ③p.8,9 ④p.7~10 ⑤p.13,14	「設計及び工事の計画の変更の認 可申請における技術基準規則の 整理結果」について、「○」、「×」 の定義を記載の上、必要な条文を 抽出し、「○」、「×」と判断した理 由を記載するなど、整理の考え方 が分かるよう他社も参考にしつつ 整理すること。また、各資料の記 載の整合を図ること。	「○」、「×」の定義を記載し、必要 な条文を抽出して「○」、「×」と判 断した理由を記載しました。 また、資料間の整合を図りました。	①「女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工 事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱 いについて」(O2-変2-他-F-04-0001 改1) (p.8~ 13) ②「女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目 表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更 認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0002 改1) (p.9~20) ③「女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の 変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の 扱いについて」(O2-変2-他-F-07-0001 改1) (p.8~ 12) ④「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記 載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申 請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.12~26) ⑤「女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファン ネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変 更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-13- 0001 改1) (p.13~17)	今回 回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
	9月3月15日	①O2-変2-工-B-01-0001 改0 ②O2-変2-工-B-01-0002 改0 ③O2-変2-工-B-01-0003 改0 ④O2-変2-工-B-18-0001 改0 ⑤O2-変2-工-B-04-0002 改0 ⑥O2-変2-工-B-04-0003 改0 ⑦O2-変2-工-B-07-0001 改0 ⑧O2-変2-工-B-08-0002 改0 ⑨O2-変2-工-B-04-0004 改0 ⑩O2-変2-工-B-04-0005 改0 ⑪O2-変2-工-B-08-0003 改0	①VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 ②VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 ③VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ④VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 ⑤VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書 ⑥VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書 ⑦VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書 ⑧VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書 ⑨VI-3-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書 ⑩VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書 ⑪VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書	①p.5,7 ②p.7 ③p.2 ④p.3,8,10 ⑤p.7 ⑥p.7 ⑦p.7 ⑧p.7 ⑨p.28 ⑩p.9,11 ⑪p.24	「～にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。」と記載している箇所について、なぜ変更が必要ないのか理由が分かるように整理すること。	変更がない理由を各資料に追記しました。 また、残留熱除去系主要弁の弁体修理工事においては、同仕様の弁体に取り替えるものであり、要目表においても「変更前に同じ」としていることから設計条件に変更が生じないため、適合性確認は不要と整理しました。 具体的には以下の添付書類を不要と整理しました。 ⑤、⑨	①「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0001 改1) (p.5,7) ②「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0002 改1) (p.7) ③「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0003 改1) (p.2) ④「VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(O2-変2-工-B-18-0001 改1) (p.3,8,10) ⑥VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書(O2-変2-工-B-04-0003 改1) (p.7) ⑦「VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-07-0001 改1) (p.7) ⑧「VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-08-0002 改1) (p.7) ⑩「VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書」(O2-変2-工-B-04-0005 改1) (p.9,11) ⑪「VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書」(O2-変2-工-B-08-0003 改1) (p.24) ⑫「女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0002 改1) (p.21,23,25～33) ⑬「女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-07-0001 改1) (p.13～15,17) ⑭「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.27～29,31,33～35,37～43,45,46) ⑮「女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-13-0001 改1) (p.19,20,22)	今回 回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
10	3月15日	O2-変2-工-A-07-0001 改0	非常用ガス処理系主要弁 要目表	p.3,4	設計確認値とあわせて公称値を記載する必要があるか確認すること。	(令和3年12月23日付け原規規発第2112231号認可時の)補足-100-11において「主要弁の弁箱厚さおよび弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は『設計確認値』のみ記載する」としていることから、公称値は記載しておりません。	-	今回 回答	
11	3月15日	①O2-変2-工-A-04-0002 改0 ②O2-変2-工-A-08-0001 改0	①原子炉冷却材浄化系主配管 要目表 ②原子炉格納容器調気系主配管 要目表	①p.3 ②p.5	今回の変更箇所のうち、兼用先があるものは、兼用先の要目表も申請資料に含めるか検討すること。	兼用先の要目表についても申請範囲であることから、申請資料に含めることとし、申請範囲及び目録にも追記しました。また、原子炉格納容器調気系の兼用先である原子炉格納容器フィルタベント系に係る添付書類(説明書)も追加いたします。	①「原子炉冷却材浄化系主配管 要目表」(O2-変2-工-A-04-0002 改1) (p.5~15) ②「原子炉格納容器調気系主配管 要目表」(O2-変2-工-A-08-0001 改1) (p.7~24) ③「設計及び工事計画変更認可申請書_申請範囲及び目録」(O2-変2-工-F-01-0001 改0) (p.4,5) ④「VI-1-8_原子炉格納施設の説明書」(O2-変2-工-B-08-0004 改0) (追加)	今回 回答	
12	3月15日	O2-変2-工-A-13-0001 改0	外郭浸水防護設備 要目表	p.25~32	弁本体以外の材料を記載する必要があるか確認すること。	構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす主となる部分として弁本体の材料を記載していることを確認しました。	-	今回 回答	